

社会福祉法人滝上ハピニス非常勤役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人滝上ハピニスの非常勤役員及び評議員等（以下「役員等」という）の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規定でいう役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支給するものである。

4 役員等への報酬は、各年度の総額が2,100,000円を超えない範囲で支給することができる。

(理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び苦情解決第三者委員会の出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支給することができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支給することができる。

3 評議員選任・解任委員会が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支給することができる。

4 苦情解決第三者委員が苦情解決第三者委員会に出席したときは、別表1により報酬を支給することができる。

5 同日に複数の会議等に出席した場合であっても、別表1により1日分の報酬を支給するものとする。

(役員等の業務報酬)

第4条 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び苦情解決第三者委員会以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給することができる。

2 同日に複数の会議及び業務に出席、若しくは、あたった場合であっても、別表1により1日分の報酬を支給するものとする。

(監事の業務報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支給することができる。

2 監事が、理事会及び評議員会以外の日において、所轄庁の指導監査への立会及び法人並びに施設の監査の業務または運営状況の指導にあたったときは、別表1により報酬を支給することができる。

3 同日に複数の会議及び業務に出席、若しくは、あたった場合であっても、別表1により1日分の報酬を支給するものとする。

(評議員選任・解任委員の業務報酬)

第6条 評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支給することができる。

2 評議員選任・解任委員が、理事会及び評議員会以外の日において、法人並びに施設に係る業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給することができる。

- 3 同日に複数の会議及び業務に出席、若しくは、あたった場合であっても、別表 1 により 1 日分の報酬を支給するものとする。

(苦情解決第三者委員の業務報酬)

第 7 条 苦情解決第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により報酬を支給することができる。

- 2 苦情解決第三者委員が、理事会及び評議員会以外の日において、法人並びに施設に係る業務にあたった場合は、別表 1 により報酬を支給することができる。
- 3 同日に複数の会議及び業務に出席、若しくは、あたった場合であっても、別表 1 により 1 日分の報酬を支給するものとする。

(費用弁償)

第 8 条 役員等が会議の招集に応じる、又は会議以外の業務にあたる、若しくは職務のために旅行をしたときは、別表 1 により費用弁償を支給する。

- 2 費用弁償の支給については、社会福祉法人滝上ハピニス旅費規程を適用する。

(報酬等の支給日)

第 9 条 報酬等は翌月 10 日に支給する。但し、支給日が金融機関の休業日に当たるときは、前営業日とする。

(適用除外)

第 10 条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(役員等の職務証跡)

第 11 条 役員等は法人職務証跡資料として、出勤簿の作成に協力するものとする。

(改廃)

第 12 条 本規程を改廃する必要があるときには、理事会の議決を経て評議員会で議決しなければならない。

付 則

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
2. 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第 9 条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員選任・解任委員会に係る委員の報酬については、この規定を適用する。
3. 理事・監事及び評議員等の報酬等に関する規定は、この規定の施行日限り廃止する。

別表1案 (日額)

区 分	報 酬	費用弁償
理 事 長	10,000 円	旅費規程を適用する。
理 事	10,000 円	
監 事	10,000 円	
評 議 員	10,000 円	
評議員選任・解任委員	10,000 円	
苦情解決第三者委員	10,000 円	